

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 2 月 6 日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>> 仕入 VAT インボイスの発行時点が適切でない場合における、当該費用の VAT 控除および損金算入要件について

>>> ベトナムにおける労務査察の留意点

----------*-----*-----*-----*-----*-----*-----*

■—法令情報—

【税務】仕入 VAT インボイスの発行時点が適切でない場合における、当該費用の VAT 控除および損金算入要件について

=====

会社がサービス提供者（売手）と契約したが、売手がインボイスを通達 Circular 39/2014/TT-BTC 号 第 16 条 2 項 a に則った適切な時点で発行していない場合（インボイスの発行時点が間違っている場合）における、当該費用の VAT 控除可否および損金算入要件について、ビンズン税務局は 2020 年 1 月 20 日付オフィシャルレター Official Letter 1480/CT-TTHT 号において次のとおり案内している。

・もし実際にサービスが提供されており、企業が契約書・インボイスなど適切な証拠を提出でき、かつ売手側で当該 VAT の申告納税を完了しており、さらに当該費用が会社の事業活動に関係がある費用であれば、仕入 VAT の控除が認められる。

・また、通達 Circular 96/2015/TT-BTC 号で規定されているその他損金算入要件（VAT 込みで 2,000 万ドン以上の支払いは現金払い以外の方法で決済していること等）を満たしている場合は、損金算入が認められる。

参照

ビンズン税務局発行の 2020 年 1 月 20 日付オフィシャルレター Official Letter 1480/CT-TTHT 号

■—法令情報

【労務】 ベトナムにおける労務査察の留意点

=====

ベトナムでは、労働法その他関連法令を遵守し事業活動がおこなわれているかを確認するため、各地域の労働局（DOLISA）により労務査察が定期的におこなわれる。おもな指摘事項、法令に則った書類整備の留意点は以下のとおりである。

1. 労働関連の契約書

労働関連の契約書は労務査察において最も重点的に確認される書類である。

具体的な確認事項は、試用期間および労働契約の期間、内容、労働契約解除時の手続、理由、退職手当、失業手当等である。

これらの事項は、書類整備等を含めて法令を遵守できていないケースがしばしば見受けられる。労働契約の内容、労働契約の期間、労働契約への署名の有無、解雇時の従業員への手当の支給などについての指摘が目立つ。

2. 懲戒処分および損害賠償

労務査察の際に、就業規則が未登録であることを指摘され、行政処分が下されるケースが多い。また、労働規律記録の保管が適切でないことも指摘を受けやすい。行政処分のみにとどまらず、従業員から労務裁判を起こされた場合にも、上記のような企業側の法令違反を理由に抗弁が認められない可能性があるため、十分に留意されたい。

3. 社会保険・健康保険・失業保険

労務査察の際、社会保険等への加入義務のある従業員について、保険料が適切に納付されているかを確認するため、労働契約書、従業員の雇用状況報告、社会保険・健康保険および失業保険への納付金額等の突合せがおこなわれる。さらに、疾病・出産および退職等の社会保険制度の利用状況も同時に確認される。

本来加入義務のある従業員の加入もれや、保険料計算の基礎となる給与の過少申告もしくは手当等の加算もれがあったり、通常どおり勤務、あるいは有給消化をしているにも関わらず社

会保険手当を請求する等の不正をおこなっている場合や、保険料の納付もれが発覚した場合は、過去に遡って保険料を再計算して納付しなければならず、さらに罰金・遅延利息も科される。

4. 定期報告

各企業は設立時から定期的に労務に関する報告書を提出する義務がある。これらの義務を怠った場合は警告もしくは罰金となる。労務査察の際によく確認される報告書としては、労働登録、雇用状況報告、労災状況報告、労働安全衛生報告、外国人雇用状況報告などがある。

上記に挙げた事項はすべて遵守しなければならないものであり、製造業における労務査察では必須確認事項といっても過言ではない。またこれらの違反については、罰金額も他の事項に比べて高額となっているため、改めてご確認頂きたい。

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
